

K O B E シニア元気ポイント事業実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日

地域協働局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、65歳以上の高齢者（原則として神戸市の第 1 号被保険者に限る。以下「被保険者」という。）が行う対象の活動に対してポイントの付与と、付与したポイントの交換を行う事業（以下「K O B E シニア元気ポイント事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の外出の機会の増加及び社会参加の推進を図り、もって高齢者の生きがいづくり、要介護状態等となることの予防を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の例による。

2 この要綱において「活動」とは、第 7 条第 1 項の規定による登録を受けた施設・団体等（以下「活動受入施設・団体等」という。）で、前条の目的を達成するために被保険者にポイントの付与を行うことができる活動をいう。

(事務の委託)

第 3 条 市は、K O B E シニア元気ポイント事業の実施にあたり、第 1 条の目的を達成するために本事業について、ポイント管理・交換

など適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができる。

(活動登録者の登録)

第4条 K O B Eシニア元気ポイント事業の活動を行おうとする者は、あらかじめ市の登録を受けなければならない。(登録を受けた者を以下「活動登録者」という。)

2 前項の登録を受けることができる者は、被保険者に限るものとする。

(登録の取消)

第5条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の登録を取り消すものとする。

- (1) 活動登録者が前条第2項に該当しないことを確認したとき
- (2) 活動登録者から前条第1項の登録の取消の申請があったとき
- (3) 前2号に定めるものの他、市が活動登録者として不適當であると認めるとき

(登録内容の変更と取消の届出)

第6条 第4条第1項の規定により登録を受けた内容に変更があった活動登録者や、前条第2号の規定による登録の取消の申請をしようとする活動登録者は、速やかにその旨を市に届け出なければならない。

(活動受入施設・団体等の登録)

第7条 K O B Eシニア元気ポイント事業の活動の場を提供するものとして活動登録者を受け入れようとする施設・団体等は、あらかじめ市の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、ポイントを付与する施設・団体等ごとに行う。

(活動受入施設・団体等の登録の取消)

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の登録を取り消すものとする。

- (1) 施設等の指定（介護老人保健施設，介護医療院にあつては，開設の許可）を取り消されたとき
- (2) 活動受入施設・団体等から第7条第1項の登録の取消申請があつたとき
- (3) 前2号に定めるものの他，市が活動受入施設・団体等として不適當であると認めるとき

(活動受入施設・団体等の登録内容の変更と取消の届出)

第9条 前条第1項の規定により登録を受けた内容の変更や、前条第2号の規定による登録の取消の申請をしようとする活動受入施設・団体等は、速やかにその旨を市に届け出なければならない。

(活動へのポイント付与等)

第10条 活動受入施設・団体等は、別途定めるところにより、当該活動登録者が行った活動の時間や種類に応じてポイントを付与するものとする。

- 2 活動登録者が1日に受けることができるポイントは、最大200ポイントまでとし、毎年度4月1日から3月31日までの1年間で最大10,000ポイントまでとする。ただし、別途定めるものを除く。
- 3 第1項のポイントについては、付与された年度の翌年度末日までに第11条の交換申請がなされなかった場合は、消滅するものとする。

(ポイント交換)

第11条 ポイントの交換を受けようとする活動登録者は、市に交換の申請をしなければならない。

(ポイント交換の額)

第12条 前条のポイント交換は、第10条第2項に規定するポイントの単位に応じて原則1,000円単位で交付するものとし、その額は、1ポイントにつき1円とする。ただし、別途定めるものを除く。

(交換の制限)

第13条 第11条の申請をしようとする活動登録者（以下「交換申請者」という。）が、当該申請をした日において本市が行う介護保険の保険料を滞納しているときは、当該交換申請者に対してはポイント交換を行わないものとする。

(活動者へのポイント交換)

第14条 市は、第11条の申請があったときは、当該申請の審査等により、申請が適正に行われているかどうか、ポイントに誤りがないかどうか等を審査し、適当と認めたときは、速やかにポイントの交換の決定をするものとする。

(ポイント交換決定の通知)

第15条 市は、前条の規定により、ポイント交換を決定したときは、その旨を交換申請者に通知するものとする。

2 市は、ポイントの交換をしない旨の決定をしたときは、理由を付してその旨を交換申請者に通知するものとする。

(ポイント交換決定の取消し)

第16条 市は、ポイントの交換をした活動登録者（以下「交換済活動登録者」という。）が次の各号に該当するときは、ポイント交換の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) ポイント交換の決定の内容その他法令等又はこれに基づく市

の処分に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段によりポイントの交換を受けたとき

2 市は、前項の規定による取消しをしたときは、理由を付してその旨を交換済活動登録者に通知するものとする。

(ポイント交換後の現金等の返還)

第17条 市は、前条第1項の規定によりポイント交換の決定を取り消した場合において、交換済活動登録者に対し、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(施行細目の委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(適用期日)

2 令和2年度における活動登録者に付与するポイントに係る第12条第2項の適用については、第12条第2項中「毎年度4月1日から3月31日までの1年間」とあるのは「令和2年10月1日から令和3年3月31日までの半年間」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。